葬祭場及び遺体安置施設を規制する条例等の調査研究

研究分担者
弁護士　小　松　初　男

Ⅰ　はじめに

わが国の地方公共団体において、条例やその施行規則又は要綱等で葬祭場に関する準則を定めている例は多い。しかしながら、葬祭場とは別に遺体保管施設に関する準則を定めている例は未だ限られている。遺体の保管は、単に葬祭までの冷凍保管庫としての役割のみならず、手厚い最後の別れを希望する遺族の意向に対応する役割を果たすべく、葬祭場とは別個の施設で行なわれる場合が増加しつつある。また、遺体安置施設は、将来想定される震災その他の大規模自然災害時の遺体の収容施設として、その有用性、重要性が改めて認識されつつある。

本調査研究では、葬祭場に加えて遺体安置施設をも対象として比較的詳細な規制を行なっている条例、指導要綱、要綱に関する調査研究結果をまとめたものである。条例による規制例として、世田谷区、練馬区、大田区、足立区の各条例を取り上げたほか、指導要綱ないし要綱（以下総称して「指導要綱等」という。）による規制例として、品川区、荒川区、新宿区、文京区、千葉市、成田市の各指導要綱と川崎市の要綱を取り挙げた。

なお、対象とした条例や指導要綱等では、一般に遺体を安置する施設を「遺体保管所」と表記されている。しかしながら、近時は単なる遺体の保管所としての機能を果たすのみならず、遺族が故人との最後の別れをするための設備を備えた施設も出現してきていることから、本研究では条項の文言を引用する場合を除き、「遺体安置施設」と表記することとした。

本調査研究が、今後、条例等の策定を検討している地方公共団体の参考となれば幸甚である。

Ⅱ　条例による規制例

1　世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和 53 年 12 月 15 日条例第 51 号、最新改正：令和 16 年 6 月 22 日条例第 36 号）
同施行規則（昭和 53 年 12 月 15 日規則第 65 号）

（１）条例の目的、概要

本条例は、その目的（第１条）に規定するように、「中高層建築物及び特定建築物（以下「中高層建築物等」という。）の建築に係る計画の事前公開並びに紛争の斡旋及び調停に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資する」ことを目的とする条例であり、この建築物等の「特定建築物」に、広く斎場、納骨堂、遺体保管所、エンバーミング施設を含めることにより、当該目的に従った規制を行なっている。

すなわち、条例第２条第２号において「特定建築物」の定義規定があり、特定建築

物とは、「商業地域以外の用途地域において、生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認められる用途に供する建築物で規則で定めるものをいう。」と規定する。そして、条例施行規則第2条の2において、条例第2条第2号に規定する規則で定める建築物として、（1）斎場、（2）納骨堂、（3）遺体保管所（遺体を保管すること（運送契約に基づき一時保管する場合を含む。）を目的とした施設（次号に定めるものを除く。）をいう。）、（4）エンバーミング施設（薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行うことを目的とした施設をいう。）を規定している。

（2）建築主等に課される義務

本条例は、建築主等に対して（一部は関係住民らに対しても）要旨以下の通りの義務を課している。なお、「建築主等」とは、「中高層建築物等に関する工事の請負契約の注文者又は契約によらないで自らその工事を行なう者」（建築主）と「建築物の特定建築物への用途の変更（建築基準法第87条1項に該当するものに限る）をしようとする者」（事業者）を含む概念である（第2条（3）（4）（6）ロ））。

ア　建築主等の環境配慮義務

第5条第1項：「建築主等」は、紛争を未然に防止するため、中高層建築物等の建築又は建築物の特定建築物等への用途変更（以下「建築等」という。）を計画するに当たっては、周辺の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないように努めなければならない。

イ　建築主等及び関係住民の自主的紛争解決義務

第5条第2項：建築主等及び関係住民は、紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって自主的に解決するよう努めなければならない。

＊　「特定建築物」に対する「関連住民」とは、「特定建築物の敷地の境界線から起算して、水平距離が 100ｍの地点から当該特定建築物の壁面までの範囲内にある土地又は建築物に関して権利を有する者及び当該範囲内に居住する者」をいう（条例第2条（5）ハ）。

ウ　建築主等の建築等の標識設置義務

第6条第1項：建築主等は建築等をしようとするときは、関係住民に建築等に係る計画に周知を図るため、当該建築敷地内の見やすい場所に、規則の定まるところにより、標識を設置しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りではない。

同条第2項：建築主等は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を規則の定めるところにより、区長に届け出なければならない。

エ　建築主等の建築等の近接住民への計画説明義務

第7条第1項：建築主等は、建築等をしようとするときは、隣接住民に、建築等に係る計画の内容について説明しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りではない。

＊　隣接住民とは、特定建築物の敷地の境界線から起算して、水平距離が10メートルの地点から当該建築物の壁面までの範囲内に居住する者をいう（第2条(5)ニ）。

第7条第2項：前項の規定により説明したときは、その旨を規則の定めるところにより、区長に届け出なければならない。

（3）紛争解決手段

特定建築物の建築主等と関係住民らの紛争に関しては、以下のあっせんや調停委員会が関与する調停手続き、及ぶ区長による勧告が規定されている。なお、本条例に違反した建築主等に対するペナルティに関する規定は見当らない。

ア　区長によるあっ旋手続き

第8条：建築主と関係住民の双方から紛争の調整の申出があったとき（第1項）又は建築主と関係住民の一方から紛争の調整の申出があった場合で相当の理由があると区長が認めたとき、あっ旋を行う。

イ　区長による調停手続き

第10条1項：市長は、あっ旋を打ち切った場合で必要と認めるときは、当事者に対して調停に服するよう勧告することができる。

2項：区長は当事者の双方が勧告を受諾したとき又は当事者の一方が勧告を受諾した場合で、相当の理由があると認めるときは、調停を行う。

4項5項：区長は調停を行うに当たって必要があると認めたときは、世田谷区建築紛争調停委員会の意見を聞いたうえで、調停案を作成し、当事者に対し期間を定めてその受諾を勧告することができる。

2　練馬区まちづくり条例（平成7年12月16日公布　条例第95号、最新改正：令和元年7月1日条例第9号）

同施行規則（昭和53年12月15日規則第65号）

（1）条例の目的、概要

本条例は、「練馬区のまちづくりにおける区民、事業者及び区の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本となる事項、都市計画やまちづくりにおける住民参加の仕組み、開発事業における調整の仕組み及び開発事情にあたっての基準等を定めることにより、区民の福祉の向上と良好で魅力的なまちづくりの実現に寄与すること」を目的するものである（第1条）。そして、この開発事業に墓地、納骨堂及び火葬場（第2条（2）ウ）の他に、葬祭場や遺体保管庫、エンバーミング施設を含めることにより、当該目的に則した規制を行なうものである。

すなわち、第2条の定義規定には、要旨以下の通りの記載がある。

第2条

(8) 葬祭場：主として葬儀の用に供する集会施設（共通の目的を持って集会に利用する建築物又は室をいう。）をいう。ただし、寺院、教会等の礼拝の施設の敷地内に設置するものを除く。ただし、寺院、教会等の礼拝の施設の敷地内に設置するものを除く。

(8) の2　エンバーミング施設：業として薬剤を使った遺体の保存、遺体の修復等の作業を行なう施設をいう。ただし、寺院、教会等の礼拝の施設の敷地内に設置するものを除く。

(8) の3　遺体保管庫：業として遺体を保管する施設をいう。ただし、寺院、教会等の礼拝の施設の敷地内に設置するものを除く。

(8) の4　葬祭場等：葬祭場、エンバーミング施設、遺体保管庫及びこれらの施設を併せ有する施設をいう。

なお、これに続く (8) の5及び6は、ペット火葬施設等及びペットの火葬設備等に関する定義規定であり、また、同条 (3) の開発事業には「ペット火葬施設等を設置する行為」を含めており（ (3) カ）、これらの施設・整備も本条例の規制対象となっている。

（2）事業に関する規制の概要

本条例の当該事業に関する規制の概要は、以下の通りである。

ア　開発事業に係る届出義務

第51条1項：事業者は、・・・次条第1項各号、第61条第1項各号・・・に規定する開発事業を行なおうとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

2項：区長は、前項の届出の概要を記載した台帳を整備し、閲覧に供するものとする。

＊　大規模建築物に係る届出

第52条1項4号：葬祭場等の用に供する部分（駐車場の用に供する部分を除く。）の床面積の合計が1,000メートル以上の建築物の建築に関する届出義務。

＊　特定用途建築物に係る届出

第61条1項2項：葬祭場等の用に供する部分（駐車場の用に供する部分を除く。）の床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物の建築に関する届出義務。

イ　大規模建築物及び特定用途建築物に係る葬祭場等の規制

a　事業者の大規模建築物に係る標識の設置義務（第53条、第62条）

一定期間、当該開発区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

b　事業者の大規模建築物に係る説明会の開催義務（第54条、第63条）

標識を設置した日から起算して15日以内に、一定範囲の近隣住民に対して規則で定めるところにより当該建築等の計画及び工事について説明し、近隣住民と協議を行い合意を得るよう誠意をもって対応しなければならない。

c　区長への書面申請と協議義務及び区長の申請概要の公表（第55条、第64条）

次の事項を書面により区長に申請し、建築等につき協議しなければならず、区長は申請の概要を公表する。

①　近隣住民への説明に関する事項
②　事業計画案の概要に関する事項
③　地域環境に関する事項
④　緑化計画に関する事項
⑤　その他区長が必要と認める事項

d　近隣住民の意見書提出権（第56条、第65条）

第54条（第65条）に定める近隣住民は、申請の概要について意見書を事業者に提出し、意見書の写しを区長に送付することができる。

e　区の意見書の提示（第57条、第66条）

区長は、必要に応じて区の意見を当該事業者に書面で提示するものとする。

f　事業者の見解書提出義務（第58条、第67条）

近隣住民の意見書の提出及び区の意見の提示があったときは、事業者は見解書を近隣住民及び区長にそれぞれ提出しなければならない。

g　協定締結義務（第59条、第68条）

区長及び事業者は、第55条1項の協議が整ったときは協定書を締結し、区長は協議が終了したときは協議終了通知書を事業者に通知し、公表する。

（3）違反に対する区長の権限、制裁

本条例の規制は、広く都市計画方法に規定する開発行為や建築を含め、広く開発事業を規制する性質を有するものである所以か（第2条(1)（2）（3））、区長に広範かつ強力な権限を認めている。その概要は、以下の通りである。

ア　立入検査（第144条）

区長は、この条例施行に必要な限度において、職員に開発区域内に立ち入り、工事その他の状況を検査させることができる。

イ　工事の停止、中止等の勧告（第146条）

区長は、条例の規定に違反した事業者に対し、期限を定めて開発事業に関する工事の停止、中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

ウ　是正命令（第147条1項）

区長は、勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、当該事業者に対し、開発事業に関する工事の停止若しくは中止を命じ、又は相当の期間を定めて違反を是正するために必要な措置を講じることを命じることができる。

エ　公表（第148条1項）

区長は、違反事業者又は権利取得者の氏名、違反の事実その他の事項を、規則で定めるところにより公表することができる。

オ　罰則（第152条）

第147条1項の規定による区長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す。

カ　両罰規定（153条）

法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が違反した場合には、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第152条の罰金刑を科す。

3　地域力を生かした大田区まちづくり条例（平成22年12月13日条例第44号、最新改正：令和2年3月11日条例第24号）

（1）条例の目的、概要

本条例第1条は条例の目的を定める規定であり、「大田区のまちづくりに関する基

本理念を定め、区民、事業者及び区の責務を明らかにし、まちづくりに係る区民参画の手続及び開発事業、葬祭場等の設置に係る行政指導の基本事項を定めることにより、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって地域力を生かした魅力あるまちづくりを推進することを目的とする、」と定めており、その目的の中で「葬祭場等の設置に係る行政指導の基本事項を定める」ことを明記しているところに第1の特徴がある。そして、第1章「総則」第2条で後述する通りの葬祭場等に関する定義付けを行い、第4章「葬祭業等の設置に関する調整」の章で、第42条から第56条に葬祭場等事業者の責務等の規定をもうけている。

(2)定義に関する規定

条例第2条で定める、葬祭場等に関する定義規定は、要旨以下の通りである。

(24) 葬祭場　業として葬儀(骨葬等を含む。以下同じ。)を行うことを主たる目的とした施設をいう。

(25) 遺体保管所　葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管(運送契約に基づく一時保管を含む。)する施設をいう。

(26) エンバーミング施設　葬儀を行う施設を持たず、業として薬液を使った遺体の保存、遺体の修復等の処置を行う施設をいう。

(27) 葬祭場等　葬祭場、遺体保管所、エンバーミング施設その他これらに類する施設をいう。

(28) 葬祭場等の設置　新築、改築、増築、建築物の使用方法の変更等により葬祭場等を設置することをいう。

(29) 近隣関係住民等　次のいずれかに該当する者をいう。

ア　葬祭場等の敷地境界から100メートル以内に居住する者又は土地若しくは建築物を所有する者

イ　葬祭場等の敷地を包含する地域又はこれに隣接する地域に存する町会若しくは自治会の長又はこれらに準ずる者

ウ　葬祭場等の敷地境界から100メートル以内の商店街組織の長又はこれに準ずる者

(30) 墓地開発事業　墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により許可を要する者が行う墓地の設置で事業区域面積が350平方メートル以上のものをいう。

(3)まちづくりの基本理念

条例第3条は、まちづくりの基本理念として、「区民、事業者及び区は、生活の拠点として誰もが安心して暮らせるまち、災害に強いまち、・・・中略・・・、地域の歴史や文化を継承するまち、水や緑などの自然環境を大切にするまちの実現に向けて互いに連携し、協働して地域のまちづくりに取り組むことをまちづくりの基本理念(以下「基本理念」という。)とする、と定めている。そして、事業者の責務として、①基本理念が目指すまちづくりに寄与するよう努める責務、②一定規模建設事業や墓地開発事業を行う事業者は、良好な環境を確保し、周辺の区民の理解と協力を得られるよう必要な措置を講ずる責務、③区民と共に災害に強いまちづくりの推進に努め、区が実施する災害に強いまちづくりに関する施策に協力する責務が課されている(第5条)。

（4）葬祭等事業者の責務

上記基本的責務は、葬祭等を営む事業者に対しても課される一般的な責務であると解されるところ、条例第4章では、特に「葬祭業等事業者」に対する責務が規定されている。その責務は極めて詳細かつ具体的であるが、その主な内容は以下の通りである。

ア　葬祭等事業者の基本的責務

第 42 条：葬祭場等の建築主、所有者又は賃借により葬祭場等を設置する事業者（以下「葬祭場等事業者」という。）は、この条例に従い、近隣関係住民等と相互理解を深め、紛争を未然に防止し、良好な住環境及び生活環境の形成に努めなければならない。

イ　近隣関係住民との調和を図る責務

第47条：葬祭場等事業者は、葬祭場等を設置するときは、近隣関係住民等に対し設置の計画について、規則で定めるところにより説明会等による周知をするとともに、理解を得るよう努めなければならない。

2　前項の規定により説明会等を開催したときは、規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

3　葬祭場等事業者は、近隣関係住民等と十分に協議し、地域コミュニティの形成に寄与するものとする。

4　葬祭場等事業者は、葬祭場等の設置に係るすべての紛争について、誠意をもって解決に当たらなければならない。

ウ　葬祭場等設置に関する環境整備事項

第 48 条：葬祭等業者は、葬祭場等を設置する時は、次に掲げる事項に適合するよう努めなければならない。

(1) 葬祭場等の自動車駐車場は、原則として葬祭場等の用に供する部分の床面積100 平方メートル当たり1台以上を葬祭場等の敷地内又は隣接地等に確保すること。ただし、葬祭場等の用に供する部分の面積が 300 平方メートル未満の場合は、3 台以上を葬祭場等の敷地内又は隣接地等に確保すること。

(2) 葬祭場等の自動車駐車壽のうち、少なくとも1台分については、遺体搬送用自動車又は霊きゅう車の駐車及びストレッチャー、ひつぎ等による遺体の搬出入作業に必要な面積を葬祭場等の敷地内に確保すること。

(3) 葬祭場等の敷地は、原則として有効幅員 6 メートル以上の道路に接すること。

(4) 葬祭場等の敷地の接道部及び敷地内は、樹木による緑化をすること。

(5) 隣地境界線から葬祭場等の建築物の外壁までの距離は 1 メートル以上とし、隣地境界線沿いは樹木による緑化をすること。ただし、当該外壁の構造、開口部の状況等により隣地に対する配慮がなされていると区長が認める場合は、この限りでない。

(6) 葬祭場等の自転車駐車場は、原則として葬祭場等の敷地内に設置すること。

(7) 葬祭場等の外観は、周辺の環境、景観等に配慮し、過大な広告等は控えるこ

と。

(8) 葬祭場等事業者は、葬祭場等の設置により近隣関係住民等の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合は、当事者間で協議の上、必要な措置を講ずること。

2 葬祭場等の増築の場合及び使用方法の変更等により葬祭場等の用途に供する部分の床面積が増加した場合については、既存の葬祭場等の用途に供する部分の床面積と増築又は使用方法の変更等により増加した葬祭場等の用途に供する部分の床面積の合計に応じて、前項各号の規定に基づき、整備を行うこと。

3 葬祭場等事業者は、病院（20 人以上の患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、診療所（1 人以上 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものに限る。）及び規則で定める高齢者入所施設の敷地周囲 100 メートル以内に葬祭場等を設置する場合は、当該施設の理解を得るよう努めなければならない。

エ　施設の管理運営に関する遵守事項

第 49 条：葬祭場等事業者は、葬祭場等の管理運営について、次に掲げる事項を遵守するほか、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

(1) ストレッチャー、ひつぎ等による遺体の搬出入作業は、前条第 1 項第 2 号の規定により葬祭場等の敷地内に確保した自動車駐車場内で行うこと。ただし、遺体保管所及びエンバーミング施設において、当該作業を行うときは、当該遺体保管所及びエンバーミング施設の建物内に遺体搬送用自動車又は霊きゅう車を駐車させて開口部を締め切って行うこと。

(2) エンバーミング処置により生じる廃棄物は、関係法令に基づき適切な処理を行うこと。

(3) 会葬者の自動車による来場は、自粛を求めること。

(4) 葬祭場等から発生する音、におい等については、周囲に影響のないよう配慮すること。

(5) 葬祭場等の周辺地域に商店街等が隣接している場合は、会葬等により営業の妨げになる行為のないよう配慮すること。

(6) 葬祭場等の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から管理運営方法等についての苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。

(7) 葬祭場等において、深夜及び早朝にストレッチャー、ひつぎ等による遺体の搬出入作業を行うときは、特に騒音等で近隣の迷惑にならないように注意すること。

(8) 葬祭場において、花輪を設置する場合は、葬祭場の敷地内で、かつ、内側に向けて設置すること。ただし、道路に面した部分又は葬祭場の敷地内に花輪を設置する十分な空地がない場合には、花輪を設置しないこと、

(9) 葬祭場において、通夜、告別式等を行う場合は、葬祭場の敷地内で行うこと。

(10) 遺体保管所及びエンバーミング施設において、親族等の面会は、原則として行わないこと。ただし、やむを得ず面会を認めるときは、深夜及び早朝は禁止すること。

オ　区長との事前協議と標識設置等の責務

第 45 条：葬祭場等事業者は、葬祭場等を設置するときは、次条の標識を設置する前に、葬祭場等の設置の計画の内容並びに第 48 条及び第 49 条に規定する事項について、規則で定めるところにより区長と事前に協議を行わなければならない。

第 46 条　葬祭場等事業者は、葬祭場等を設置するときは、近隣関係住民等に対し、設置の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより葬祭場等の敷地の見やすいところに標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。

カ　区長との協定締結等の責務

第 50 条：区長及び葬祭場等事業者は、第 45 条の協議が合意に達したときは、速やかにその合意内容に基づく協定を締結するものとする。

2　前項の協定を締結した葬祭場等事業者は、葬祭場等の設置の計画、設置した葬祭場等、土地の所有権等を第三者に譲渡し、又は葬祭場等を賃貸するときは、当該第三者に周辺地域の環境上及び管理運営上の問題点等について周知し、当該第三者が当該協定の内容を遵守するよう引き継ぐとともに、規則で定めるところにより速やかにその旨を区長に届け出なければならない。この場合において、引継ぎを受けた当該第三者は、葬祭場等事業者とみなす。

3　第 1 項の協定を締結した葬祭場等事業者又は前項の規定による引継ぎを受けた葬祭場等事業者は、葬祭場等の設置の計画の内容を変更しようとするときは、当該変更の工事に着手する前に、規則で定めるところにより当該変更をしようとする内容について、区長と協議を行わなければならない。

キ　区及び住民の責務

葬祭等事業者の責務に関する規定は、概ね以上の通りであり非常に詳細かつ具体的であるのに対し、区及び住民の責務に関する規定は以下のとおり極めて簡潔である。

（区の責務）

第 43 条：区は、葬祭場等事業者に対し、適切な指導及び助言を行わなければならない。

（近隣関係住民等の責務）

第 44 条：近隣関係住民等は、葬祭場等事業者からの葬祭場等の設置の計画について事前に説明の申出があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

（5）実効性確保のための規定

上記（4）の葬祭等事業者に関する責務に関する規定の実効性を確保する方法として、本条例では、概ね以下の措置を定めている。本条例の第 3 章「建築物に係る開発調整」で、開発事業の工事の停止若しくは中止命令に従わない事業者に対しては 6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処すこと、及び両罰規定を定めているが（第 65 条、第 66 条）。しかしながら、第 4 章「葬祭場等の設置にかかる調整」の規定違反に関してはかかる刑事罰の定めは存在しないようである。

①　葬祭場等の設置完了の届出ある場合、区長は職員に本条例に適合しているかどうかにつき調査を行わせることができること（第 52 条、第 53 条）。

②　本条例の責務に関する重要な規定に従わない葬祭等事業者に対して、区長が必

要な措置を講ずるよう指導することができること（第54条）。

③　②の指導に従わない葬祭等業者に対する勧告（第55条）

④　③の勧告に従わない場合の、勧告の内容と当該葬祭等事業者の氏名又は名称の公表（第56条）。

4　足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（平成24年10月25日条例第43号、最新改正：平成30年3月28日）

同施行規則（平成17年7月25日規則第66号）

（1）条例の目的、概要

本条例は、第1条に定める、「ユニバーサルデザインのまちづくりの基本理念及び基本的事項を定めるとともに、区民、事業者、足立区のそれぞれの責務を定めることにより、全ての人が個人として尊重される社会を目指し、安心して、健やかに暮らすことができるまちづくりを計画的、総合的に推進する」との目的のもと、主として「開発等事業」を行う事業者等に関する規制を行なうものである。しかし、条例ではなく条例の施行規則第3条4号で、条例の「開発等事業」に「新築、改築、増築、用途変更又は使用方法変更により葬祭施設等を設置する事業」を含むものとし、同規則第3条2項5号で「葬祭施設等」の用語の意義を「斎場、遺体保管所、エンバーミング施設、ペット葬祭施設、移動火葬施設その他区長が特に定める施設をいう。」と定めることにより、これらの施設に携わる事業者への規制を行っている。

また、事業者に対しては、条例第3条に規定するユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する基本理念本理念（後述する）に則り、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、区長の施策に協力し、貢献するよう努める義務、区長が定める開発等事業の整備に関する基準を順守するよう努める義務、区長が定める地区まちづくり計画に規定する基準に基づき、事前に当該事業又は整備の計画について区長に協議する義務等が課されている。また、その実効性を確保する手段としては、かなり緩やかなものではあるが、従わない事業者に対して、区長の必要な指導及び助言を行う権限、必要があると認めるときは、協議に応じ又は指導に従うよう勧告する権限、及び、特に必要があると認めるときにその事実を公表する権限を規定している。

（2）条例、施行規則の定義に関する規定

条例及び施行規則で、要旨以下の通りの定義を行なっている。

条例第2条

1号：「ユニバーサルデザイン」とは、障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、全ての人が、利用できるような生活環境その他の環境を作り上げることをいう。

2号：「ユニバーサルデザインのまちづくり」とは、全ての人が、お互いの立場を理解し、自らの意思で自由に社会参加することができるまちづくりをいう。

4号：「事業者」とは、区内に事務所又は事業所を有する法人及びその他の者をいう。

6号：「開発等事業」とは、都市計画法第4条12項に規定する開発行為、建築基準

法第2条13号に規定する建築行為又はこれに準ずる行為のうち、規則で定めるものをいう。

規則第2条

2項5号：「葬祭施設等」とは、「斎場、遺体保管所、エンバーミング施設、ペット葬祭施設、移動火葬施設その他区長が特に定める施設をいう。

規則第3条

4号：条例第2条6号に規定する規則で定めるものは、次の各号に定めるものとする。（1）・・・（4）新築、改築、増築、用途変更又は使用方法変更により葬祭施設等を設置する事業（5）・・・（9）。

（3）条例の基本理念

本条例の基本理念は以下の通りであり、この理念のもと葬祭施設等を含めた開発行為の規制を行なっている。

第3条（基本理念）

1号：障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、すべての人が、互いの個性と立場を理解し、個人として尊重される社会の実現を目指すこと。

2号：安全、安心な環境で自由に暮らし住み続けられるまちの実現を目指すこと。

3号：自然環境と調和した、環境にやさしいまちの実現を目指すこと。

4号：すべての人が互いを思いやり、人と人との絆を大切にする社会の実現を目指すこと。

5号：区民、事業者及び区が協議・協創により推進すること。

（4）事業者の責務

上記基本理念のもと、事業者に対して以下の責務を課している。ただし、文言上は努力義務にとどまり、何らかのペナルティを伴う法律上の義務とはいえないものである。

第5条（事業者の責務）

1項：事業者は、基本理念（第3条）にのっとり、地域社会を支える一員としてユニバーサルデザインへ（第2条1号）の理解を深め、主体的かつ積極的にユニバーサルデザインのまちづくり（第2条2号）の推進に努めるものとする。

2項：事業者は障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが働きやすい職場環境の確保に努めるものとする。

3 項：事業者は、区民及び区と連携し、区が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

4項：区内において開発等事業又は公共施設等の整備を行う者（以下「まちづくり事業者」という）は、自らが行う事業活動において、ユニバーサルデザインのまちづくりの実現に貢献するよう努めるものとする。

5項：まちづくり事業者は、第19条1項に規定する地区環境整備計画及び第21条1項に規定する地区まちづくり計画並びに第20条1項に規定する基準を尊重し、開発事業又は公共事業等の整備を行うに当たっては、区民の理解を得るように努めるものとする。

（5）区長によるまちづくり計画等の策定

本条例では、区長が①地区環境整備計画の策定、②開発等事業及び公共施設等の整備に関する基準の策定及び③地区環境整備計画を基本とした地区まちづくり計画の策定に務めるべきとし、まちづくり事業者に対しては協議・協創義務を課している。また、これを履践しない事業者に対しては区長による指導・勧告権限と事実の公表権を定めており、実効性を担保する措置としている。

ア　区長による地区環境整備計画の策定

第 19 条 1 項：区長は、都市計画マスタープラン（第 17 条）に定めるまちづくりに関する基本方針及びこの方針に基づき策定された分野別のまちづくり計画を踏まえ、地区環境整備計画（地区（道路、河川、水路等で区画された区長が定める一定の区域をいう。以下同じ。）を単位とし、それぞれの地区の特性を踏まえた良好な環境を整備するための方針を示した計画をいう。以下同じ）を定めるものとする。

イ　区長による開発等事業の整備に関する基準の策定

第 20 条 1 項：区長は、ユニバーサルデザインのまちづくりにおける総合的かつ一体的な調整を行い、良好な都市環境の整備を推進するために、開発等事業及び公共施設等の整備に関する基準を策定しなければならない。

同条 3 項：まちづくり事業者は、開発等事業又は公共施設等の整備を行うに当たっては、第 1 項に規定する基準を順守するよう努めなければならない。

ウ　区長による地区まちづくり計画の策定

第 21 条 1 項：区長はユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、地区住民等との協働・協創により、地区環境整備計画を基本とした地区まちづくり計画（地区環境整備計画を基本とした、個性豊かで活気のある安全かつ快適なまちをつくるための計画をいう。以下同じ。）の策定に努めなければならない。

エ　まちづくり事業者の協議・協創義務

第 23 条 1 項：まちづくり事業者は、開発事業又は公共施設等の整備を行うに当たっては第 20 条 1 項に規定する基準に基づき、事前に当該事業又は整備の計画について区長に協議しなければならない。

同条 2 項：区長は、前項の協議において、基本理念に基づき、安全で良好な市街地の形成並びに地区環境整備計画及び地区まちづくり計画の実現のために必要な指導及び助言を行うものとする。

オ　区長の指導・勧告権限

第 24 条：区長は、まちづくり事業者が前条の協議に応じない場合又は指導に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該まちづくりに対し、協議に応じ。又は指導に従うよう勧告することができる。

カ　区長の公表権

第 25 条：区長は、まちづくり事業者が前条の勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。

Ⅲ　指導要綱等による規制例

1　品川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱（平成５年６月８日　区長決定要綱第48号、最新改正：平成24年１月19日区長決定要綱第１号）

（１）規制の概要

ア　目的と定義規定

品川区では、区長が決定した要綱によって葬祭場等の設置に関する規制を行っている。第１条の目的には、「葬祭場等の設置の計画および管理運営に関し、必要な指導内容を定め、葬祭場等を設置する事業主に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資する」という目的が規定されている。

第２条の定義規定によれば、「葬祭場等」には業として葬儀を行う集会施設のほかに遺体保管所、エンバーミング施設を含むものとし、「葬祭場等の設置」とは新築、増改築、用途変更や使用方法の変更により葬祭場等を設置することをいい、「近隣関係住民等」とは、葬祭場等の敷地境界から150m以内の居住者ならびに当該葬祭場等が設置される町会または自治会およびこれに隣接する町会または自治会の長およびこれに準ずるものをいうとされる。

イ　事業主の責務

葬祭場等を設置しようとする事業主の責務として、葬祭場等の設置の計画および管理運営につき、周辺の生活環境に及ぼす影響を十分配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとされ（第３条）、具体的な義務として、①区長に対して事前協議をし、合意に達した事項につき協定書を締結する義務（第４条）、②当該建築物の敷地に標識を設置し区長に届け出る義務、近隣住民等に対し当該建築物の敷地や建物に関する６項目を説明会等の方法により周知して理解を得るよう努め、説明回答報告書を区長に提出する義務（第５条、第６条）、③葬祭場等の敷地の幹線道路への接道義務や外壁から隣地境界までの一定の距離の確保と緑化を行う義務等（第７条）、葬祭場等の管理運営について花環を設置せず、通夜・告別式は当該建物獲物内で行うことや、防音・防臭に配慮することなど８つの項目を遵守することのほか、住民の意向を尊重する義務等を規定している（第８条）。

ウ　実効性の確保

これらの規制の実効性確保の手段としては、要綱に定める協議に応じない事業主や条項を遵守しない事業主に対して区長が事実の公表その他必要な措置を執ること、および葬祭場等を譲渡または転貸する事業主に対してこの要綱に基づき協定した内容及び周辺地域の環境上あるいは管理運営上の問題点等につき、譲受人または賃借人に周知する義務を課している（第13条）。

なお、本指導要綱のほか、「品川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱実施細目」（平成５年６月８日　建築住宅部長決定）が、第４条の事前協議書や協定書の書式を定める等、要綱の細目を規定している。

（２）指導要綱の条項の抜粋

（目的）

第１条　この要綱は、葬祭場等の設置の計画および管理運営に関し、必要な指導内容を定め、葬祭場等を設置する事業主に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 葬祭場等

葬祭場等とは次の施設をいう。

ア　葬祭場　業として葬儀（骨葬を含む。）を行うことを主たる目的とした集会施設

イ　遺体保管所　葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管する施設

ウ　エンバーミング施設　葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存、修復などの作業を行う施設

(2) 葬祭場等の設置

葬祭場等の設置とは、新築、改築、増築、用途変更および使用方法変更により葬祭場等を設置することをいう。

(3) 近隣関係住民等

近隣関係住民等とは、葬祭場等の敷地境界から 150m 以内に居住する者ならびに当該葬祭場等が設置される町会または自治会およびこれに隣接する町会または自治会の長およびこれらに準ずるものをいう。

（事業主の責務）

第３条　事業主は、葬祭場等の設置の計画および管理運営にあたっては、周辺の生活環境に及ぼす影響を十分配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとする。

（事前協議）

第４条　事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、次条に定める標識の設置をする前に、当該事業の基本計画およびこの要綱に定める事項について、事前協議書によりあらかじめ区長に申し出て協議するものとする。

２　事業主は、前項の協議の結果、合意に達した事項について、協定書により区長と協定を締結するものとする。

（事前公開）

第５条　事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、「品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」（以下「紛争予防条例」という。）の規定に基づき標識を設置する場合を除き、建築に係る計画等の周知を図るため、当該建築物の敷地の見やすいところに標識を設置し、標識設置・変更届を区長に提出するものとする。

２　前項の標識は、建築基準法に基づく建築確認申請、許可または認定申請の手続きを行おうとする日の少なくとも 30 日前から第 10 条に定める工事完了の報告をした日までの間、設置しなければならない。

－中略－

5　事業主は、葬祭場等を設置する場合は標識を設置した日から10日以内に、近隣関係住民等に対し、次に掲げる事項について説明会等の方法により周知するとともに、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

(1)　当該建築物の敷地の形態および規模ならびに敷地内の建築物および自動車駐車場の位置ならびに付近の建築物の位置の概要

(2)　当該建築物の規模、構造および用途

(3)　当該建築物の設置に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす影響およびその対策

(4)　当該建築物の工期、工法および作業方法

(5)　当該建築物の工事による危害の防止策

(6)　当該建築物の管理運営体制

（説明会等の報告）

第6条　事業主は、前条第5項に定める説明会を行ったときは、速やかにその内容について説明会等報告書を区長に提出しなければならない。

第7条　事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めなければならない。

(1)　当該建物の敷地は、原則として起終点が幹線道路と接続する有効幅員6m以上の道路に接すること。

(2)　隣地境界線から葬祭場の外壁等までの間は、次のとおりとすること。ただし、葬祭場等の増築をする場合には、アからウまでの規定は当該増築に係る部分に限り、適用する。

ア　隣地境界線が、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域に位置する場合は、当該隣地境界線からの葬祭場等の外壁等までの距離を4m以上とし、隣地境界線に沿って中、高木等により緑化を行うこと。

イ　隣地境界線が、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域に位置し、かつ、アの用途地域から20m以内に位置する場合は、当該隣地境界線から葬祭場等の外壁までの距離を、次の式により算出した距離以上とし、隣地境界線に沿って中、高木等による緑化を行うこと。

$A = 4 - 0.1 \times B$

Aは、隣地境界線から葬祭場等の外壁までの距離（単位m）

Bは、アの用途地域から当該隣地境界線までの距離（単位m）

ウ　アおよびイ以外の場合は、隣地境界線から葬祭場等までの外壁等までの距離を2.0m以上とし、隣地境界線に沿って緑化を行うこと。

(3)　接道部および敷地内は、「品川区みどりの条例」の規定に基づいて緑化に努めること。

(4)　自動車駐車場は、原則として葬祭場等の用に供する部分の延べ面積100㎡あたり1台以上、当該台数が5台未満になる場合は5台以上を、当該建築物の敷地内に確保すること。

(5)　「品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱」の規定に基づき、必要な施

設整備を行うこと。

(6) 周囲の景観等との調和に配慮した建築物とするとともに、景観を損ねるような広告物を設置しない。

（管理運営事項）

第８条　事業主は、葬祭場等の管理運営について次に掲げる事項を遵守するほか、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

(1) 花環は、原則として設置しないこと。

(2) 通夜、告別式等は、当該建築物の敷地内で行うこと。

(3) 建築物内外の音、臭い等については、できるだけ周囲に影響のないよう防音、防臭等に配慮すること。

(4) 計画地の道路状況により、交通渋滞等が予想される場合は、会葬者の自動車による来場を、自粛するよう指示すること。

(5) 建築物等の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応がとれるよう体制を整えること。

(6) 当該建築物の管理運営方法等について近隣関係住民等が協定を望むときは当事者間で十分協議し、これを締結し遵守すること。

(7) その他近隣関係住民等の生活環境に十分配慮すること。

(8) 葬祭場の周辺地域内に商店街等がある場合は、会葬その他により、営業の妨害になる行為のないよう努めること。

（工事完了の報告）

第 10 条　事業主は、当該葬祭場等の設置が完了した時点で、遅滞なく事業完了報告書（第６号様式）を区長に提出するものとする。

（実効性の確保）

第 12 条　この要綱に基づく協議に応じない事業主または協議事項を遵守しない事業主に対して、区長は、事実の公表等必要な措置を講じることができる。

２　事業主は、当該設置計画または設置する葬祭場等を譲渡または賃貸する場合は、この要綱に基づき協定した内容および周辺地域の環境上あるいは管理運営上の問題点等について、譲受人または賃借人に周知しなければならない。

（例外）

第14条　区長は、葬祭場等の設計および管理運営に関する指導について、この要綱の定めによることが適当でないと認めるときは、この要綱の全部または一部を適用しないことができる。

２　荒川区葬祭場、遺体保管所等の設置に関する環境指導要綱（平成７年５月 18 日制定、最新改正：平成 31 年４月１日）

（１）規制の概要

ア　目的と定義規定

第１条に本指導要綱の目的が定められている。他に指導要綱を定めている品川区や文京区の指導要綱と同様、葬祭場等の設置計画及び管理運営に関し必要な指導内容を

定めるものであるが、「事業主及び近隣関係住民等の相互に協力を求めることにより」紛争の未然防止と良好な住環境及び生活環境等を形成して行く旨を規定するところは特徴的である。また、この第1条で、「葬祭場、遺体保管所及びエンバーミング施設（以下「葬祭場等」という。）」と規定しており、「葬祭場」に関する定義規定を第2条に規定している上記両区の指導要綱とは異なる特徴である。

第2条には定義に関する規定があるが、(1)は「葬祭場」の定義となっており、これを「業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。」と規定している。これに続いて(2)「遺体保管所」、(3)「エンバーミング施設」、(4)「葬祭場等の設置」の定義を行っており、その内容は品川区や文京区の指導要綱と同じである。また、文京区と同様(5)に「事業主」に関する定義を行なっており、葬祭場等の建築主若しくは所有者又は賃借により葬祭場等を設置及び管理運営する者をいうとし、(6)「近隣関係住民等」の定義も文京区と同じく、葬祭場等の敷地境界から100m以内の居住者ならびに当該葬祭場等が設置される町会または自治会およびこれに隣接する町会または自治会の長およびこれに準ずるものをいうとしている。

イ　事業主の責務

第3条には「事業主の責務」として、葬祭場等の設置及び管理運営につき、周辺の住活環境及び生活環境に及ぼす影響を十分配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努める責務を定めている。葬祭場等を設置しようとする際の事業主の具体的な義務として、①第5条1項で事前申出書を区長に提出することとし、2項に協議を必要とする事項、3項に事前申出書に添付する書類を定め、4項で合意に達した場合には協定書を作成すべきことを定めており、②第6条で、建築に係る計画等の周知を図るため標識を設置して、区長に標識設置届を提出することを規定している。また、③第7条1項・2項で、近隣関係住民等に対し計画内容につき説明会等により理解を得るよう努めること及び区長に報告書を提出する義務に加えて、3項・4項では、地域コミュニティの形成に積極的に寄与するように努め、その内容等につき近隣住民等と協定書を締結する義務や、事業によって生じた紛争の解決につき誠意を持って当たる義務を定めていることは、荒川区の独自的な規定である。そのほか、④第8条で「環境整備事項」として、建物の有効幅員6ｍ以上の道路への接道義務、境界線沿いの緑化と緑化推進義務、一定の駐車場を確保する義務等を規定し、⑤「管理運営事項」として葬祭場等の管理運営について花環を設置せず、通夜・告別式は当該建物獲物内で行うことや、防音・防臭に配慮することなど8つの項目を遵守することのほか、住民の意向を尊重する義務等を規定するのは、品川区の指導要綱と同じである。

以上の各規制の実効性確保の手段に関する規定はみあたらないものの、葬祭場等の設置に関する規制として、コンパクトに必要かつ十分と思われる事項を規定しておこうとする姿勢がうかがわれる指導要綱となっている。

なお、本指導要綱も、文京区と同様第4条に「近隣住民等の責務」として、事業主から事前説明の申し出があった場合はこれに応じるよう努める旨を定めており、事業主のみならず住民に対しても一定の責務を定めて衡平を図っている。

（2）指導要綱の条項の抜粋

（目的）
第１条　この要綱は、葬祭場、遺体保管所及びエンバーミング施設（以下「葬祭場等」という。）の設置計画及び管理運営に関し必要な指導内容を定め、葬祭場等を設置する事業主及び近隣関係住民等の相互に協力を求めることにより、葬祭場等の設置に伴う紛争を未然に防止し、地域の良好な住環境及び生活環境等の形成に資することを目的とする。
（定義）
第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 葬祭場　業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
(2) 遺体保管所　業として遺体を保管（運送契約に基づき一時保管するものを含む。）する施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しないものに限る。）をいう。
(3) エンバーミング施設　業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しないものに限る。）をいう。
(4) 葬祭場等の設置　建築、用途変更等により葬祭場等を設置することをいう。
(5) 事業主　葬祭場等の建築主若しくは所有者又は賃借により葬祭場等を設置及び管理運営するものをいう。
(6) 近隣関係住民等　葬祭場等の敷地境界から100メートル以内に居住する者及び土地又は建築物の権利を有する者並びに関係町会又は自治会等をいう。
（事業主の責務）
第３条　事業主は、葬祭場等の設置及び管理運営に当たっては、周辺の住環境及び生活環境に及ぼす影響を十分に配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとする。
（近隣関係住民等の責務）
第４条　近隣関係住民等は、事業主から、葬祭場等の設置に伴う計画内容等について事前に説明の申出等があったときは、これに応じるよう努めるものとする。
（事前協議）
第５条　事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、当該事業の計画内容及びこの要綱に定める事項について、事前申出書を区長に提出し協議するものとする。
２　前項の計画内容で協議を必要とする事項は、次のとおりとする。
(1) 第７条に規定する近隣関係住民等との調和
(2) 第８条に規定する環境整備事項
(3) 第９条に規定する管理運営事項
(4) 前３号に掲げるもののほか、事業の重要な計画内容
３　事前申出書に添付する書類は、次のとおりとする。
(1) 計画概要書
(2) 案内図
(3) 公図写、敷地求積図
(4) 土地利用計画図、配置図

(5) 各階平面図、立面図、断面図
(6) 管理運営関係書類
(7) その他区長が必要と認め指示する図書等
4　事業主は、区長との協議で合意に達したときは、合意事項について協定書を2通作成し、各々1通ずつ保有するものとする。

（事前公開）

第6条　事業主は、葬祭場等を設置しようとする場合は、「荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の規定に基づき標識を設置するときを除き、建築に係る計画等の周知を図るため、当該建築物の敷地の見やすいところに標識を設置し、区長に標識設置届を提出するものとする。

（近隣関係住民等との調和）

第7条　事業主は、葬祭場等を設置するときは、標識を設置した日から10日以内に、近隣関係住民等に対しその計画の内容について説明会等の方法により周知するとともに、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

2　事業主は、前項の説明会等を行ったときは、その内容について区長に報告書を提出しなければならない。

3　事業主は、地域コミュニティの形成に積極的に寄与するよう努めるものとし、その内容等について環境整備及び管理運営事項と共に、近隣関係住民等と協定を締結するものとする。

4　事業主は、事業によって生じた紛争の解決について誠意をもって当たるものとする。

（環境整備事項）

第8条　事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めなければならない。

(1) 当該建物は、原則として有効幅員6メートル以上の道路に接すること。
(2) 隣地境界線から葬祭場等の外壁までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線沿いは、樹木等による緑化に努めること。
(3) 接道部及び敷地内は荒川区みどりの保護育成条例の規定に基づいて緑化の推進に努めること。
(4) 自動車駐車場は、1台以上を当該建築物の敷地内に確保すること。ただし、葬祭場にあっては、葬祭場の用に供する部分の延べ床面積が500平方メートルまでは5台以上とし、延べ床面積が500平方メートル以上になるときは延べ床面積100平方メートルごとに基準台数に1台を加えた台数とする。
(5) 荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例に基づき、敷地内に駐輪場を確保すること。

（管理運営事項）

第9条　事業主は、葬祭場等の管理運営について次に掲げる事項を遵守するほか、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

(1) 花環の設置は敷地内のみとし、接道部分には設置しないこと。
(2) 通夜、告別式等は、当該建築物の敷地内で行うこと。

(3) 建築物内外の音、臭い等については、できるだけ周囲に影響のないよう防音、防臭等に配慮すること。
(4) 計画地の道路状況により、交通渋滞等が予想される場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう指示するとともに、事故の防止に努めること。
(5) 計画地の周辺地域内に商店街等が隣接している場合は、会葬その他により営業の妨げになる行為のないよう努めること。
(6) 施設及び周辺地域に過大な広告物等の掲示は行わないこと。
(7) 建築物等の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から管理運営方法等についての苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応がとれるよう体制を整えること。
(8) その他近隣関係住民等の生活環境に配慮し、事業により影響を及ぼす恐れがある場合は、当事者間で十分協議を行うこと。

（工事完了の報告）

第10条　事業主は、当該葬祭場等の設置が完了した時点で、区長に対して遅滞なく工事完了の報告をするものとする。

3　新宿区葬祭施設の設置及び管理運営に関する指導要綱（制定　平成24年5月1日）

（1）規制の概要

ア　目的と定義規定

第1条は目的に関する規定であり、区内の葬祭施設の設置及び葬祭施設の管理運営に関し必要な行政指導等の内容を定め、事業主に対しその行政指導についての協力を求めることにより、良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする旨定めている。第2条には定義に関する規定があり、(1)「葬祭施設」については、「業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設又は病院その他の医療施設を除く遺体を保管する施設をいう。」と定義している。遺体保管する施設を葬祭施設に包含して定義していることは、他の指導要綱と異なる点である。また、これに続いて(2)「葬祭施設の設置」、(3)「事業主」、(4)「近隣関係住民等」の定義を行っている。「事業主」については、現に葬祭施設の若しくは葬祭施設の管理運営を行なうものに加えて、これらを行なおうとするものをも含む旨規定し定義としての明確さを期しているものと思われる。また（4）「近隣関係住民等」の定義は、葬祭場等の敷地境界から100m以内に住所を有する者及び当該地域を所掌する町会、自治会、又はこれらの団体に準ずるもののほか、その地域に隣接する地域を所掌するこれらの団体をも含めている。

イ　事業主の責務

まず第4条で、区長は、葬祭施設の設置を行なおうとする事業主に対し、60日前までに葬祭施設の計画概要が記載された書類等を当該施設内に掲示すること、その掲示から10日以内にその計画にかかる説明会の開催等により周知すること、説明会等の開催後その報告書等必要と認めるものを速やかに近隣関係住民等及び区長に提出すること、を指導するものとされている。

更に、第5条では、（1）葬祭施設の設置に関する基準として、a葬祭施設は、周辺の幹線道路と接続する有効幅員6m以上の道路に接すること、b葬祭の受付、参列見送り等のスペースは、葬祭施設内に確保すること、c湯灌作業車、葬儀場設営作業車、参列者の利用する車両の駐車場を敷地内に確保すること、d関係者に自転車を利用させる場合には、施設内に駐輪場を確保すること、e遺体の運搬にあたり、遺体が施設の外部から視認されない措置を講ずること、f施設内に廃棄物保管場所を設置すること、g遺体洗浄、遺体保管機器洗浄等に使用する設備は敷地内に設置すること、h防視、防音、防臭対策を講ずるとともに、周辺の景観と調和するよう配慮すること、i施設の建築物が新耐震基準に適合する耐震性能を有すること等、他に類を見ないほど詳細な定めを行なっている。本研究で取り上げた指導要綱と異なり、本指導要綱にはエンバーミングを明記した規定は存在しないが、後記（2）cの基準等と相俟って、施設内でエンバーミングが行なわれる場合の準則としても十分機能するものと思われる。次に（2）葬祭施設の管理運営に関する基準として、a通夜、告別式及び遺体の搬出入等は、午前9時から午後　10時までの間で当該葬祭施設の敷地内で行うこと、b原則として、葬儀の際に使用する花環及び供花を設置しないこと。やむを得ない事情により設置する場合は、施設内で外部から視認されない場所に設置すること、c廃棄物は適正に自己処理し、血液その他の体液が付着した布及び洗浄水等は、法令に基づき適切な処理を行うこと、d施設の管理運営に当たり東京都暴力団排除条例を遵守すること、e葬儀等の実施又は当該葬祭施設への遺体運搬車等の出入り等により、近隣商店や神社仏閣等の営業行為等を妨げないように配慮すること、f建築物等について、衛生上及び安全上の管理を適切に行うこと、g交通渋滞が予想される場合は、交通事故の防止のための措置を講ずること、f近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すると共に、生活環境に支障が生じないよう十分配慮すること、というきめ細やかな準則を定めている。

ウ　実効性の確保

第6条は、区長は、事業主に対して前条に規定する葬祭施設の設置及び葬祭施設の管理運営に係る基準を尊重した上で、施設の設置及び管理運営について近隣関係住民等と十分協議するよう指導し、当該協議が成立した事項について、当該近隣関係住民等との間で協定を締結するよう指導するものとし（第6条）、事業主や近隣関係住民等から申し出があったときは、区長は協議成立に向けた斡旋を行なうものとし、その手続きを定めている（第7条）また、協議の円滑な実施に資するよう、区長が斡旋を行なう為の必要な事項を調査検討する機関として区の職員で構成する葬祭施設対策会議を設置するものとしている（第8条）。なお、本指導要綱とともにその「実施細目」が定められており、その中で所管部署の役割、周知措置、斡旋手続き、葬祭施設対策会議の運営等に関する事項を定めている。

事業主に対して行政指導についての協力を求めるという指導要綱の性質上、特段のペナルティに関する規定こそないものの、その実効性を近隣関係住民らとの協議や協定締結という手段で確保しようとするものである。

（2）指導要綱の条項の抜粋

（目的）

第１条　この要綱は、新宿区（以下「区」という。）の区域内における葬祭施設の設置及び葬祭施設の管理運営に関し必要な行政指導等の内容を定め、事業主に対しその行政指導についての協力を求めることにより、良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)葬祭施設　葬祭施設業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設又は病院その他の医療施設を除く遺体を保管する施設をいう。

(2) 葬祭施設の設置　葬祭施設の設置建築基準法第２条第13号、第14号及び第15号に規定する建築、大規模の修繕及び大規模の模様替並びに同法第87条第１項に規定する用途の変更（以下「用途の変更」という。）並びに用途の変更に該当しない建築物の使用方法の変更により葬祭施設を新たに設置することをいう。

(3)事業主　現に葬祭施設の設置若しくは葬祭施設の管理運営を行うもの又は葬祭施設の設置若しくは葬祭施設の管理運営を行おうとするものをいう。

(4)近隣関係住民等　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　葬祭施設の敷地境界線から100メートル以内の地域に住所を有する者及び当該地域をその所掌地域とする町会、自治会、商店会又はこれらの団体に準ずるもの。

イ　アの地域に隣接する地域を所掌する町会、自治会又はこれらの団体に準ずるもの。

－第３条　省略－

（葬祭施設の設置に係る周知）

第４条　区長は、別に定めるところにより、事業主（葬祭施設の設置を行おうとするものに限る。）に対し、葬祭施設の設置を行おうとする日の60日前までに、当該葬祭施設の設置に係る計画の概要を周知するため、当該葬祭施設に係る敷地の見やすいところに当該計画の概要が記載された書類等を掲示するよう指導するものとする。

２　区長は、別に定めるところにより、前項の書類等を掲示した日から10日以内に、当該葬祭施設の設置に係る計画の内容のうち次に掲げる事項について、説明会を開催することその他の方法により近隣関係住民等に対して周知を行い、及び近隣関係住民等の理解を得るよう指導するものとする。

－以下省略－

（葬祭施設の設置及び葬祭施設の管理運営に係る基準）

第５条　区長は、第１条に規定する目的のために、事業主に対し、葬祭施設の設置又は葬祭施設の管理運営が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するよう指導するものとする。

(1)葬祭施設の設置　　次に掲げる基準

ア　当該葬祭施設は、原則として起終点がその周辺の幹線道路と接続する有効幅員6m以

上の道路に接すること。

イ　葬儀の受付、参列、見送り等のスペースは、当該葬祭施設内に確保すること。

ウ　湯灌作業車、葬儀場設営作業車又は葬儀関係者及び参列者の利用する車両が路上において駐停車しないよう、当該葬祭施設の敷地内に自動車駐車場を確保すること。また、当該葬祭施設への出入りのため葬儀関係者等に自転車を利用させる場合は、その敷地内に自転車駐輪場を確保すること。

エ　当該葬祭施設内で遺体又は棺の運搬作業を１丁うときは、建築物の内部で運搬作業を行う等棺又は遺体が当該葬祭施設の外部から視認されない措置を講ずること。

オ　当該葬祭施設内に、廃棄物保管場所を設置すること。

カ　湯灌、遺体洗浄若しくは遺体保存の処理に使用され、又は遺体保管機器の洗浄に使用される洗浄設備や排水設備は、当該葬祭施設の内部に設置すること。

キ　当該葬祭施設の内部で葬儀又は通夜が行われている様子が外部から視認されないよう、遮光カーテンや遮光窓フィルムを施すとこと。また、当該葬祭施設に接する建物又は道路に面する当該葬祭施設の建築物の窓等の開口部は、目隠しを付け、又は植栽等で覆うこと。

ク　葬儀等に関する音が近隣住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、防音対策を行うこと。

ケ　線香等の臭気が近隣住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、防臭対策を行うこと。

コ　当該葬祭施設が、その周辺の景観と調和するよう配慮するとともに、当該葬祭施設には、その景観を損ねるような広告物を設置しないこと。

サ　当該葬祭施設の建築物が昭和56年5月以前に建築されたものであるときは、新耐震基準に適合する耐震性能を確保すること。

シ　当該葬祭施設を設置するに当たり、その設置場所に既に存する建築物の増築を計画するときは、その敷地全体に係る計画を示すとともに、その規模に応じた整備を行うこと。

(2) 葬祭施設の管理運営　　次に掲げる基準

ア　前号に掲げる基準（シに掲げる基準を除く。）に継続して適合すること。

イ　通夜、告別式及び遺体の搬出入等は、午前9時から午後 10時までの間において、当該葬祭施設の敷地内で行うこと。

ウ　原則として、当該葬祭施設内に葬儀の際に使用する花環及び供花を設置しないこと。ただし、やむを得ない事情により花環及び供花等を設置する場合は、当該葬祭施設の外部から視認されない場所に設置すること。

エ　廃棄物は責任を持って適正に自己処理するとともに、血液その他の体液が付着した布及び洗浄水等は、法令に基づき適切な処理を行うこと。

オ　当該葬祭施設の管理運営に当たっては、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）を遵守すること。

カ　当該葬祭施設の周辺地域内に商店や神社仏閣がある場合は、葬儀等の実施又は当該葬祭施設への遺体運搬車等の出入り等により、当該商店等の営業行為等を妨げないよ

うに配慮すること。
キ　当該葬祭施設の建築物等について、衛生上及び安全上の管理を適切に行うこと。
ク　当該葬祭施設に接する道路等の状況により交通渋滞が予想される場合は、葬儀の参列者等に対し自動車による来場の自粛の呼びかけをする等交通事故の防止のための措置を講ずること。
ケ　近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかな対応をとること。
コ　その他近隣関係住民等の生活環境に支障が生じないよう十分配慮すること。

（近隣関係住民等との協議及び協定）
第６条　区長は、事業主に対し、前条に規定する葬祭施設の設置及び葬祭施設の管理運営に係る基準を尊重した上で当該葬祭施設の設置及び当該葬祭施設の管理運営について近隣関係住民等と十分協議するよう指導するものとする。２　区長は、事業主と近隣関係住民等の間において前項の協議が成立したときは、当該事業主に対し、当該協議が成立した事項について、当該近隣関係住民等との間で協定を締結するよう指導するものとする

（葬祭施設の設置等に関する協議に係るあっせん）
第７条　区長は、事業主及び近隣関係住民等が、その合意に基づき、葬祭施設の設置又は葬祭施設の管理運営に関する事項について当該事業主と当該近隣関係住民等との間で発生した問題の解決のための協議の成立に向けたあっせんを行うよう申し出たときは、その申出に応じ、そのあっせんを行うものとする。

（葬祭施設対策会議）
第８条　区長は、あっせんを行うに当たり必要な事項を調査及び検討させるため、区の職員で構成する葬祭施設対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。
２　対策会議は、次に掲げる事項について調査及び検討し、その結果を区長に対して報告する。
(1)葬祭施設の設置及び葬祭施設の管理運営に関し、事業主と近隣関係住民等との間で協議が円滑に行われるための対応策に関すること。
(2)その他区長が必要と認める事項
３　対策会議の組織、その運営方法その他対策会議に関し必要な事項については、別に定める。

－第９条以下省略－

４　文京区葬祭場等の設置に関する指導要綱　（制定　平成26年3月5日　25文都指第10065号）

（１）規制の概要

ア　目的と定義規定

文京区では、品川区同様、区長が決定した指導要綱によって葬祭場の設置に関する規制を行っている。第１条に規定する目的規定は、平成５年に制定された品川区葬祭場の設置に関する環境指導要綱（以下「品川区指導要綱」という。）と同文であり、「この要綱は、区内における葬祭場等の設置の計画および管理運営に関し、必要な事

項を定め、葬祭場等を設置する事業主に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資することを目的とする。」というものである。

第2条に定義に関する規定があるが、品川区指導要綱と表記の仕方は異なるものの、内容はほぼ同じである。すなわち、(1)「葬祭場等」とは葬祭、遺体保管所場及びエンバーミング施設をいうとし、(2)「葬祭場」とは、葬儀（骨葬等を含む、以下同じ。）を行うことを主たる目的とした集会施設をいうとし、(3)「遺体保管所」とは業として遺体を保管する（一時保管する場合を含む）施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しない施設に限る）をいうとし、(4)「エンバーミング施設」とは、業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しない施設に限る）をいうとしている。

(1)の規定が冒頭にあることで、本指導要綱が、葬祭場、遺体保管所及びエンバーミング施設を規制する指導要綱であることがより明確に示されているように思われる。その他、(5)「葬祭場等の設置」とは新築、増改築、用途変更や使用方法の変更により葬祭場等を設置するこというとしてするのは品川区指導要綱と同様であるが、（6）に「事業主」に関する定義を行なっており、葬祭場等の建築主若しくは所有者又は賃借により葬祭場等を設置及び管理運営する者をいうとしている。また、（7）「近隣関係住民等」の定義は、同指導要綱と異なり荒川区と同様、葬祭場等の敷地境界から100m 以内の居住者ならびに当該葬祭場等が設置される町会または自治会およびこれに隣接する町会または自治会の長およびこれに準ずるものをいうとしている。

イ　事業主の責務

事業主の責務として、葬祭場等の設置の計画および管理運営につき、周辺の生活環境に及ぼす影響を十分配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めること（第3条）、具体的な義務として、①区長に対して添付書類を付した事前書を提出し協議をし、合意した事項につき協力書を添付書類と共に取り交わす義務（第5条）、②当該祭場等の敷地に一定期間標識を設置し区長に届け出る義務（第6条）、近隣関係住民等に対し当該建築物の敷地や建物に関する6項目を説明会等の方法により周知して理解を得るよう努め、その内容につき区長に報告書を提出する義務（第7条）が規定されている。③葬祭場等を設置する場合の一定の接道義務、一定の壁面後退義務や視認されないような樹木植栽義務、区の緑化基準を満たす義務、一定の駐車場を確保する義務等（第8条）を規定する。また、④葬祭場等の管理運営について花環を設置せず、通夜・告別式は当該建物獲物内で行うことや、防音・防臭に配慮することなど8つの項目を遵守することのほか、住民の意向を尊重する義務等を規定するのは、品川区指導要綱と同じであるが、9 項目目に暴力団排除条例の遵守を規定していることが特徴的である（第9条）。

ウ　実効性の確保

これらの規制の実効性確保の手段としては、葬祭場等を譲渡または転貸する事業主に対してこの要綱に基づき協定した内容及び周辺地域の環境上あるいは管理運営上の問題点等につき、譲受人または賃借人に周知する義務を課す（第11条）ほか、要綱に

定める協議に応じない事業主や協議条項を遵守しない事業主に対して区長が事実の公表その他必要な措置を講じるとの規定がある（第13条）。

なお、本指導要綱は、第4条に「近隣住民等の責務」として、事業主から事前説明の申し出があった場合はこれに応じるよう努める旨を定めており、事業主のみならず住民に対しても一定の責務を定めて衡平を図っていることも特徴的である。

（2）指導要綱の条項の抜粋

（目的）

第1条　この要綱は、区内における葬祭場等の設置の計画（以下「設置計画」という。）及び管理運営に関し、必要な事項を定め、葬祭場等を設置する事業主に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 葬祭場等　葬祭場、遺体保管所及びエンバーミング施設をいう。

(2) 葬祭場　葬儀（骨葬等を含む。以下同じ。）を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。

(3) 遺体保管所　業として遺体を保管する（運送契約に基づき一時保管する場合を含む。）施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しない施設に限る。）をいう。

(4) エンバーミング施設　業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しない施設に限る。）をいう。

(5) 葬祭場等の設置　新築、改築、増築、用途変更又は建築物の使用方法変更により葬祭場等を設置することをいう。

(6) 事業主　葬祭場等の建築主若しくは所有者又は賃借により葬祭場等を設置及び管理運営する者をいう。

(7) 近隣関係住民等　葬祭場等の敷地境界から100メートル以内に居住する者並びに当該葬祭場等が設置される町会又は自治会及び当該町会又は自治会に隣接する町会又は自治会等をいう。

（事業主の責務）

第3条　事業主は、葬祭場等の設置及び管理運営に当たり、周辺の住環境及び生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとする。

（近隣住民等の責務）

第4条　近隣住民等は、と事業主から事前説明の申し出があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

（事前協議）

第5条　事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、当該事業の計画内容、第8条に規定する環境整備事項及び第9条に規定する管理運営事項について、事前協議書に別に定める書類を添付の上、区長に提出し、協議するものとする。

2　区長及び事業主は、前項の規定による協議が合意に達した場合は、合意した事項について、協力書を取り交わすものとする。

（標識の設置等）

第６条　事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、当該葬祭場等の敷地内の見やすい場所に、標識を設置し、標識設置届を区長に提出するものとする。

2　前項の標識は、文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例施行規則第５条第１項に規定する確認申請等予定日の少なくとも60日前から第10条に規定する設置完了報告書を提出する日までの期間中、設置するものとする。

（住民説明会等）

第７条　事業主は、葬祭場等を設置する場合は、標識を設置した日から10日以内に近隣関係住民等に対し、次に掲げる事項について説明会の開催、戸別訪問その他の方法（以下「住民説明会等」という。）により周知するとともに、当該近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

(1)　葬祭場等の敷地の形態及び規模並びに敷地内の建築物及び自動車駐車場並びに当該葬祭場等の付近の建築物の位置の概要

(2)　葬祭場等の規模、構造及び用途

(3)　葬祭場等の設置に伴い生じる周辺の生活環境に及ぼす影響及びその対策

(4)　葬祭場等の設置に係る工期、工法及び作業方法

(5)　葬祭場等の工事による危害防止策

(6)　葬祭場等の管理運営体制及び営業形態

2　既存寺院等が同一敷地内に葬祭場を設置する場合並びに葬祭場を設置しようとする土地及びその周囲の土地利用状況等に照らし、適正な都市機能及び健全な都市環境の確保に支障がないと区長が認めた場合で、文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第７条第１項に規定する説明会等を行う際に、前項第６号に規定する事項について説明を行ったときは、当該説明会等をもって前項に規定する住民説明会等に代えることができる。ただし、近隣関係住民等から住民説明会等を行うよう申出があったときは、住民説明会等により周知するとともに、当該近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

3　事業主は、葬祭場等の敷地境界から100メートル以内にある土地又は建築物に関して権利を有する者からの申出があったときは、住民説明会等により周知するとともに、当該権利者の理解を得るよう努めるものとする。

4　事業主は、前３項の規定により住民説明会等又は説明会等を行ったときは、その内容について区長に報告書を提出するものとする。

（環境整備事項）

第８条　事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、次に掲げる事項に適合させるものとする。

(1)　葬祭場等の敷地は、原則として有効幅員６メートル以上の道路に接すること。ただし、葬祭場の用に供する部分の延べ面積が200平方メートル以下の場合について

は、有効幅員4メートル以上の道路に接すること。

(2) 隣地境界線から葬祭場等の外壁までの距離（以下「壁面後退」という。）は2メートル以上とし、原則として隣地境界線沿いから1メートルの範囲に周囲から葬祭場等を視認されないように樹木を植栽すること。ただし、葬祭場の用に供する部分の延べ面積が200平方メートルを超える葬祭場を、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に設置する場合は、壁面後退は4メートル以上とし、原則として隣地境界線沿いから1メートルの範囲に周囲から葬祭場を視認されないように樹木を植栽すること。

(3) 前項の規定により緑化した部分を除く接道部及び敷地内の緑化については、文京区みどりの保護条例施行規則別表第2に規定する緑化基準を満たすこと。

(4) 葬祭場等の自動車駐車場を、2台以上当該建築物の敷地内に確保すること。ただし、葬祭場の用に供する部分の延べ面積が200平方メートルを超える葬祭場を設置する場合は、葬祭場の用に供する部分の延べ面積100平方メートル当たり1台以上を当該建築物の敷地内に確保すること。

(5) 床面積が200平方メートル未満の葬祭場を設置する場合においては、文京区福祉環境整備要綱の規定に準じて施設整備を行うよう努めること。

6　事業主は、病院、診療所及び高齢者入所施設の敷地の周囲100メートル以内に葬祭場等を設置する場合は、当該施設を運営する事業者の理解を得るよう努めるものとする。

（管理運営事項）

第9条　事業主は、葬祭場等の管理運営について次に掲げる事項を遵守するとともに、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

(1) 花環の設置は、葬祭場の敷地内のみとし、接道部分には設置しないこと。

(2) 通夜、告別式等は、葬祭場等の敷地内で行うこと。

(3) 当該葬祭場等内で遺体又は棺の運搬作業を行うときは、建築物の内部で運搬作業を行う等遺体又は棺が当該葬祭場等の外部から視認されない措置を講ずること。

(4) 葬祭場等内外の音、臭い等については、できる限り周囲に影響のないよう防音、防臭等に配慮すること。

(5) 廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

(6) 葬祭場等の敷地周辺の道路状況等により交通渋滞等が予想される場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう指示するとともに、事故の防止に努めること。

(7) 葬祭場等の周辺地域内に商店街等がある場合は、会葬その他の方法により、営業の妨げになる行為等のないよう努めること。

(8) 葬祭場等の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。

(9) 葬祭場等の管理運営に当たって、東京都暴力団排除条例及び文京区暴力団排除条例を遵守すること。

（葬祭場等の設置完了の届出）

第10条　事業主は、当該葬祭場等の設置が完了したときは、速やかに設置完了報告書（別記様式第6号）を区長に提出するものとする。

（計画変更および事業主変更）

第11条　事業主は、設置計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかに変更届を区長に提出するものとする。

2　事業主は設置計画のある敷地若しくは建物又は設置する葬祭場等を譲渡し、又は賃貸する場合は、この要綱に基づき締結した協定の内容等につて、譲受人又は賃借人に継承し、譲受人又は賃借人は、これを遵守するものとする。

－中略－

（実効性）

第 13 条　この要綱に基づく協議に応じない事業主又は協議事項を遵守しない事業主に対して、区長は、事実の公表等必要な措置を講じることができる。

5　千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱（施行：平成27年10月20日、最新改正施行：令和3年12月20日）

（1）規制の概要

ア　目的と定義規定

他の指導要綱が「葬祭場等の設置」等に関する指導要綱という名称であるのに対し、本指導要綱は「遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱」という名称となっている。そのためか、第 1 条に定める目的の記載の要旨は、「遺体保管所等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資するため、遺体保管所等の設置、管理及び運営に関し必要な事項を定める」となっている。本指導要綱も、これまで紹介した指導要綱と同じく葬祭場やエンバーミング施設をも対象とするものであるが、その代表的対象を遺体保管所としている点で、他に見られない特徴といえよう。

本指導要綱第2条に定める定義規定は、品川区や文京区の指導要綱の定め方に類似しているが、規制のメイン施設を遺体保管所としているため、それを中心とする定義づけとなっている。すなわち、まず（1）で「遺体保管所」を、葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管（運送契約に基づく一時保管を含む。）する施設をいう。」と定義し、（2）で「葬祭場」、（3）で「エンバーミング等を行なう施設」の各定義を行い、（4）で「遺体保管所等」につき、「遺体保管所、葬祭場及びエンバーミング等を行う施設その他これらに類する施設をいう。ただし、病院、診療所、福祉施設、警察署、博物館、研究施設、学校その他これらに類する施設に併設されたものを除く。」と定義している。

イ　事業主の責務

本指導要綱の顕著な特徴として、事業主の責務に関し、詳細かつ具体的な規定を置いていることが指摘できる。まず、第3条で事業主の責務として、①周辺の住環境及び生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、②良好な近隣関係を損なわないよ

う努めるとともに、③関係法令等を遵守し、④次の各号に掲げる事項に適合するよう遺体保管所等の設置並びに遺体保管所の管理及び運営を行うものとするとし、以下の各号を定めている。

(1) 遺体保管所等の設置に係る事項

ア 遺体保管所等の敷地は、原則として幅員6メートル以上の道路に接すること。

イ 遺体保管所等の外壁やこれに代わる柱などの面から隣地境界線までの距離は1メートル以上とすること。ただし、当該遺体保管所等の外壁の構造、開口部の状況等により隣地に対する配慮がなされている場合は、この限りでない。

ウ 遺体保管所等の敷地内の緑化の推進に努めること。

エ 遺体保管所等の駐車場は、遺体保管所等の管理及び運営に関係する自動車並びに会葬者の利用する自動車が、路上に駐車されないよう必要な駐車場を確保すること

オ 遺体保管所等の敷地内に、遺体搬送用自動車又は霊きゅう車を駐車し、ストレッチャー及びつぎ等による遺体の搬出入作業を行うために必要な面積を確保するとともに、その作業が外部から視認されないよう配慮すること。

カ 遺体保管所等の施設や広告物のデザインは、周辺の街並みと調和するように努めること

(2) 遺体保管所等の管理及び連営に係る事項

ア 遺体の保管は、遺体安置用冷蔵庫等により適切な保管方法を講じること

イ 葬祭場における通夜及び告別式並びに花輪の設置は、葬祭場の敷地内で行うこと。

ウ 遺体保管所等の敷地内で遺体又はひつぎの運搬作業を行うときは、建築物の内部で運搬作業を行う等、遺体又はひつぎが当該遺体保管所等の外部から視認されないよう努めること。

エ 葬儀等に関する音及び線香の臭いその他の臭気が、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、設備その他について対策を講じること。

オ 廃棄物及び排水を適正に処理すること。

カ 葬祭場において、一時的に駐車場の不足が見込まれる場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう促し、又は交通誘導員を配置し、必要に応じて近隣の駐車場を案内する等路上駐車の防止策を講ずること。

キ 遺体保管所等の管理及び運営を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。

以上の責務に加えて、①遺体保管所等設置計画を所定の様式に従って市長に届け出ること(第4条)、②遺体保管所等設置計画の概要を近隣関係住民に周知させるため、当該事業計画の概要を記載した所定の標識を設置し(第5条)、設置した日から10日以内に近隣住民等に対して説明会の開催や戸別訪問により説明して理解を求めるよう務めること等を定めている。

なお、本指導要綱では近隣住民らの責務に関する規定は存在しない。

エ 実効性の確保

事業主の責務に関する規定の実効性の確保に関しては、以下の規定を設けている。

① 本要綱に基づく届出をしないで、第5条第1項各号に掲げる手続をし、又は遺体保管所等を設置した事業主や、本要綱に基づき届け出た事項又は近隣関係住民等へ説明した内容を遵守しない事業主に対して、市長が、その改善を求めるため勧告すること。

② 本要綱の適正な実施を図るため、市長が、遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱連絡会議を設置すること。

（2）指導要綱の条項の抜粋

（趣旨）

第1条 この要綱は、事業主に対し協力を求めることにより、遺体保管所等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資するため、遺体保管所等の設置並びに遺体保管所等の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管（運送契約に基づく一時保管を含む。）する施設をいう。

(2) 葬祭場 業として葬儀（骨葬等を含む。以下同じ。）を行うことを主たる目的とする施設をいう

(3) エンバーミング等を行う施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存又は修復等の作業を行う施設をいう

(4) 遺体保管所等 遺体保管所、葬祭場及びエンバーミング等を行う施設その他これらに類する施設をいう。ただし、病院、診療所、福祉施設、警察署、博物館、研究施設、学校その他これらに類する施設に併設されたものを除く。

(5) 遺体保管所等の設置 新築、改築、増築又は建築物の使用方法の変更等により、遺体保管所等を設置することをいう

(6) 事業主 遺体保管所等を建築し、所有し、若しくは賃借することにより設置する者又は遺体保管所等を管理し、若しくは運営する者をいう。

(7) 近隣関係住民等 遺体保管所等の敷地境界からア又はイに規定する距離以内に居住する者及び土地又は建築物を所有する者並びにこれらの者が所属する町内自治会等をいう。

ア 遺体保管所等の用に供する部分の床面積が 1,000 平方メートル以下の場合 100 メートル

イ 遺体保管所等の用に供する部分の床面積が 1,000 平方メートルを超える場合 床面積の数値（単位は、平方メートルとする。）に 10分の1を乗じて得た数値（単位は、メートルとする。）

(8) 協議関係課等 遺体保管所等の設置に際し、関係する法令等の所処部署として市

長が別に定めるものをいう。

（事業主の責務）

第３条　事業主は、周辺の住環境及び生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、良好な、近隣関係を損なわないよう努めるとともに、関係法令等を遵守し、次の各号に掲げる事項に適合するよう遺体保管所等の設置並びに遺体保管所等の管理及び運営を行うものとする。

(1) 遺体保管所等の設置に係る事項

ア 遺体保管所等の敷地は、原則として幅員６メートル以上の道路に接すること。イ 遺体保管所等の外壁やこれに代わる柱などの面から隣地境界線までの距離は、１メートル以上とすること。ただし、当該遺体保管所等の外壁の構造、開口部の状況等により隣地に対する配慮がなされている場合は、この限りでない。

ウ　遺体保管所等の敷地内の緑化の推進に努めること。

エ　遺体保管所等の駐車場は、遺体保管所等の管理及び運営に関係する自動車並びに会葬者の利用する自動車が、路上に駐車されないよう必要な駐車場を確保すること。

オ　遺体保管所等の敷地内に、遺体搬送用自動車又は霊きゅう車を駐車し、ストレッチャー及びひつぎ等による遺体の搬出入作業を行うために必要な面積を確保するとともに、その作業が外部から視認されないよう配慮すること。

カ　遺体保管所等の施設や広告物のデザインは、周辺の街並みと調和するように努めること。

(2) 遺体保管所等の管理及び連営に係る事項

ア　遺体の保管は、遺体安置用冷蔵庫等により適切な保管方法を講じること。

イ　葬祭場における通夜及び告別式並びに花輪の設置は、葬祭場の敷地内で行うこと。

ウ　遺体保管所等の敷地内で遺体又はひつぎの運搬作業を行うときは、建築物の内部で運搬作業を行う等、遺体又はひつぎが当該遺体保管所等の外部から視認されないよう努めること。

エ　葬儀等に関する音及び線香の臭いその他の臭気が、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、設備その他について対策を講じること

オ　廃棄物及び排水を適正に処理すること。

カ　葬祭場において、一時的に駐車場の不足が見込まれる場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう促し、又は交通誘導員を配置し、必要に応じて近隣の駐車場を案内する等路上駐車の防止策を講ずること。

キ　遺体保管所等の管理及び運営を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。

（遺体保管所等設置計画の届出）

第４条　事業主は、遺体保管所等を設置しようとするときは、次条第１項の規定により標識を設置する前までに、当該遺体保管所等の設置に関する事業計画を遺体保管所等設置計画届により市長に届け出るものとする。

（標識の設置）

第５条　事業主は、遺体保管所等を設置しようとするときは、当該遺体保管所等の設置に関する事業計画の概要を近隣関係住民等に周知させるため、次の各号に掲げる手続をしようとする日のうち最も早い日の６０日前までに、当該事業計画の概要を記載した標識（様式６号）を設置するものとする。

(1) 建築基準法第６条第１項又は第６条の２第１項に規定する確認の申請

(2) 建築基準法及び建築基準法施行令の規定に基づく認定又は許可の申請のうち別に定めるもの

（近隣関係住民等への説明）

第６条　事業主は、前条第１項の規定により標識を設置した日から10日以内に、近隣関係住民等に対し、遺体保管所等の設置に関する事業計画の概要及び第３条第１項各号に掲げる事項について説明会の開催又は戸別訪問の実施等により説明し、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

２ 事業主は、前項により説明した、遺体保管所等の設置に関する事業計画の概要及び第３条第１項各号に掲げる事項を変更したときは、近隣関係侘民等に対し、その旨を説明会の開催又は戸別訪問の実施等により説明し、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

－中略－

（勧告）

第９条　市長は、この要綱に基づく届出をしないで、第５条第１項各号に掲げる手続をし、又は遺体保管所等を設置した事業主に対して、その改善を求めるため勧告することができる。

２ 市長は、この要綱に基づき届け出た事項又は近隣関係住民寺へ説明した内容を遵守しない事業主に対して、その改善を求めるため勧告することができる。

6　成田市葬祭場等の設置等に関する指導要綱（施行：平成30年3月30日、最終改正施行：令和3年6月1日）

（1）規制の概要

ア　目的と定義規定

成田市は、市長が定める指導要綱により葬祭場の設置等に関する規制を行なっている。第１条によれば、本要項は「葬祭場等の設置等に関し必要な事項を定め、葬祭場等の設置等をする事業主及び近隣住民等に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置等に伴う事業者と近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、もって良好な住環境の形成に資すること」を目途とする。

第２条で定義規定を定めているが、その条項の形式は(3)で事業主の定義規定を置いていることを除き、品川区の環境指導要綱に類似しており、定義内容もほぼ等しく、「葬祭場等」には業として葬儀を行う集会施設のほかに遺体保管所、エンバーミング施設を含むものとし、「近隣関係住民等」とは、葬祭場等の敷地境界から150m 以内の居住者ならびに当該葬祭場等が設置される町会または自治会およびこ

れに隣接する町会または自治会の長をいうとしている。なお。「葬祭場等の設置」については、新築、増築、改築、使用方法の変更により葬祭場等を設置することをいうと定める点は品川区の環境指導要綱と同じであるが、「増築」と「使用方法の変更」につき、「葬儀又は告別式が行われる部分、遺体保管所及びエンバーミング施設の床面積が増加する場合に限る。」との定義規定を置いていることは特徴的である。

イ　事業主の責務

事業主の責務に関しては相当詳細な規定を置いており、まず第3条で事業主の責務として、①周辺の住環境並びに生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮すること、②第 9 条に規定する環境整備事項及び第 10 条に規定する管理運営事項の内容に適合するよう葬祭場等の設置並びに葬祭場等の管理及び運営を行うこと、③近隣関係住民等との良好な関係を損なわないよう努めることを定めたうえで、第9条「環境整備事項」として敷地の有効幅員 6m以上の設置義務施設の外壁面から隣地境界線までの距離を 1m以上とすること、敷地の緑化推進に努めること等 7 項目の責務を定め、第10条「管理運営事項」では、花環等の設置は葬祭場の敷地内のみとすることや、通夜・告別式等は葬祭場等の敷地内で行なうこと、遺体またはひつぎが外部から視認されないよう配慮すること等、9 項目の責務を定めたうえで近隣関係住民等の意向を尊重することとしている。さらに、事業主に対して、葬祭場の設置にあたっては、近隣住民等に周知するため標識を設置して標識その旨を市町届け出ること（第7条）、標識を設置した日から10日以内に近隣住民等に対して説明会を行ない、その理解を得るよう努めることを定めている（第 8 条）。また、事業主は第 7 条の標識の設置前の段階で、市町にたいして第8条の「説明会等」、第9条の「環境整備事項」第10条の「管理運営事項」及びその他重要な事業の計画内容に関して事前協議書を提出し、事前協議を行なうこととされ（第5条）、市町と合意に達した場合には協定書を締結する責務が規定されている(第6条)。事業主に首長との事前協議の責務は他の自治体でも多く見られるところであるが、協定書締結の責務を課す旨規定しているのは、文京区の指導要綱のほか、あまり見られないところである。また、本指導要綱では6条関連の第2号様式として協定書の様式まで定められている。

ウ　近隣住民等の責務

以上のとおり、事業主の責務は相当に詳細かつ具体的であるが、事業主の責務のみならず、近隣住民等に関しても、事業主から葬祭場等の設置の計画について事前に説明の申出があった場合は、これに応じるよう努めるべき責務が規定されている（第4条）。

エ　実効性の確保

市長は、事業主が第5条に定める協議を行わない場合、同条の規定による協議で合意に達しなかった場合又は第6条により締結した協定の合意事項を実行しない場合、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができるとし、その実効性の確保を図っている。

（２）指導要綱の条項の抜粋

（目的）

第１条　この要綱は、葬祭場等の設置等に関し必要な事項を定め、葬祭場等の設置等をする事業主及び近隣住民等に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置等に伴う事業者と近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、もって良好な住環境の形成に資することを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 葬祭場等

次に掲げる施設をいう。

（ア）葬祭場　業として葬儀（骨葬等を含む。以下同じ。）を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。

（イ）遺体保管所　葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管（運送契約に基づく一時保管を含む。）する施設をいう。

（ウ）エンバーミング施設　葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設をいう。

(2) 葬祭場等の設置

新築、増築（葬儀又は告別式が行われる部分、遺体保管所及びエンバーミング施設の床面積が増加する場合に限る。建築物の使用方法の変更において同じ。）、改築、建築物の使用方法の変更等により葬祭場等を設置することをいう。

(3) 事業主

葬祭場等の設置又は管理運営をしようとするものをいう。

(4) 近隣関係住民等

葬祭場等の敷地境界から水平距離が150mの範囲内にある土地又は建築物の所有者及び占有者並びにその範囲に存する自治会等の長をいう。

（事業主の責務）

第３条　事業主は、周辺の住環境並びに生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、第9条に規定する環境整備事項及び第10条に規定する管理運営事項の内容に適合するよう葬祭場等の設置並びに葬祭場等の管理及び運営を行い、近隣関係住民等との良好な関係を損なわないよう努めるものとする。

（近隣関係住民等の責務）

第４条　近隣関係住民等は、事業主から葬祭場等の設置の計画について事前に説明の申出があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

（事前協議）

第５条　事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、第７条に規定する標識を設置する前に事前協議書を市長に提出し、当該事業の計画内容及びこの要綱に定める事項について協議を行うものとする。

２　前項の規定により協議を必要とする事項は、第８条に規定する「説明会等」、第9

条に規定する「環境整備事項」、第10条に規定する「管理運営事項」及びその他重要な事業の計画内容とする。

（協定の締結）

第6条　事業主は、前条の規定による協議により、市長との合意に達した場合は、協定書により合意事項について市長と協定を締結するものとする。

（標識の設置等）

第7条　事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、事業計画の内容を近隣関係住民等に周知させるため、当該建築物の敷地の見やすいところに標識を設置し、その旨を標識設置・変更届により市長に提出するものとする。

2　前項の標識は、次に掲げる日のうち最も早い日を起算日として、少なくとも60日前から設置するものとする。

(1) 建築基準法に基づく建築確認申請の日

(2) 確認申請に伴う許可又は認定の手続を行おうとする日

(3) 葬祭場等の設置に係る工事を着工する日

(4) 葬祭場等の営業を開始する日

（説明会等）

第8条　事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、前条第1項に規定する標識を設置した日から10日以内に、近隣関係住民等に対し、次に掲げる事項について説明会等の方法により周知するとともに、当該近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

(1) 葬祭場等の敷地の形態及び規模並びに敷地内の建築物、自動車駐車場、自転車駐車場及び付近の建築物の位置の概要

(2) 葬祭場等の規模、構造及び用途

(3) 葬祭場等の設置に伴い生じる周辺の生活環境に及ぼす影響とその対策

(4) 葬祭場等の工期、工法及び用途

(5) 葬祭場等の工事による危害防止策

(6) 葬祭場等の管理運営体制及び営業形態

（環境整備事項）

第9条　事業主は葬祭場等の設置をしようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めるものとする。

(1) 葬祭場等の敷地は、原則として有効幅員6m以上の道路に接すること。

(2) 葬祭場等の外壁やこれに代わる柱などの面から隣地境界線までの距離は1m以上とすること。ただし、当該外壁の構造、開口部の状況等により隣地に対する配慮がされている場合はこの限りでない。

(3) 葬祭場等の敷地内は樹木等により緑化の推進に努めること。

(4) 葬祭場等の自動車駐車場は、原則として葬祭場等のように供する部分の床面積100㎡あたり1台以上を、当該台数が5台未満になる場合は、5台以上を、葬祭場等の敷地内又はその近傍地に確保すること

(5) 葬祭場等の自動車駐車場のうち、少なくとも1台分については遺体搬送用自動

車又は霊きゅう車のための駐車場とし、ストレッチャー及びひつぎ等による遺体の搬出入作業に必要な面積を葬祭場等の敷地内に確保すること。

(6) 葬祭場等の自転車駐車場は、原則として葬祭場等の敷地内に設置すること。

(7) 葬祭場等の外観は、周辺の環境、景観等に配慮し、過大な広告等は控えること。

（管理運営事項）

第10条　事業主は、葬祭場等の管理運営について次に掲げる事項を遵守するものとするほか、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

(1) 花環等の設置は、葬祭場等の敷地内のみとし、道路に面して設けないこと

(2) 通夜、告別式等は、葬祭場等の敷地内で行うこと

(3) 遺体又はひつぎの運搬作業を行うときは、敷地内で行い、遺体又はひつぎが当該葬祭場等の外部から視認されないよう配慮すること

(4) 葬儀等に関する音が近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう防音対策を行うこと。

(5) 線香の臭気等が近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう防臭対策を行うこと。

(6) 廃棄物及び排水を適正に処理すること

(7) 葬儀等の際、一時的に駐車場の不足が見込まれる場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう促し、又は交通誘導員を配置し、必要に応じて近隣の駐車場を案内する等、路上駐車の防止策を講ずること

(8) 管理及び運営を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること

(9) 前各号に掲げるもののほか、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。

（勧告）

第13条　市長は、第5条の規定による協議を行わない事業主、同条の規定による協議において合意に達しなかった事業主（協議中の事業主を含む）又は第6条の規定により締結した協定の合意事項を実行しない事業主に対して、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

7　川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱（施行：平成27年4月1日、最新改正施行：令和3年4月1日）

（1）規制の概要

ア　目的と定義規定

本要綱の目的は、「葬祭場等の設置の計画及び管理運営に関して必要な事項を定めるとともに、事業者及び市民の相互の理解と協力を促進するために手続きを定め、もって良好な住環境の保全及び事業者と市民との良好な近隣関係の構築に資する」ことにある（第1条）。

第2条に定める定義規定は、他の指導要綱に見られるように、葬祭場、遺体保管所、エンバーミング施設の定義を行なったうえ、「葬祭場等」については、「葬祭

場、遺体保管所、エンバーミング施設その他これらに類する施設をいう。ただし、神社、寺院、教会その他これらに類する施設に併設されたものを除く。」としている。また、「事業者」とは「葬祭場等を設置又は管理運営しようとする者をいう。」と規定している。この要綱で特徴的なのは、(7)(8)で、「土地を所有する者又は建築物の全部もしくは一部を所有し若しくは占有する者(以下「土地所有者等」という。)で、その土地又は建築物の敷地の全部又は一部が葬祭場等を設置しようとする建築物の敷地の境界線から水平距離で 10 メートル以内にあるものを「近接住民」とし、その敷地の境界線から水平距離で100 メートル以内にあるものを「近隣住民」としていることである。

イ　事業者の責務

第 4 条で、「事業者は、本要綱の目的が達成されるよう、葬祭場等の設置の計画及び管理運営に関して必要な措置を講じるとともに、この要綱に定める手続を適切かつ円滑に行わなければならない。」としている。事業主の責務に関する具体的規定内容は比較的簡潔であり、主な責務としては、①所定の葬祭場等設置事業計画書を市町に提出して協議担当課と事前協議を行なう(第 6 条)、②当該計画書を提出後速やかに所定の標識を設置し、それを届け出ること(第 7 条)③前条の届出を行なったときは、事業の概要につき近接住民に通知した後、近隣住民に対して説明会を開催し当該事業計画に対する理解を十分に得るよう努めること、近隣住民は事業者に書面により意見を述べることができ、事業者はこれに書面で回答すべきこと(第 8 条)、④第 9 条で定める 4 つの設置基準に適合するよう努めること(第 9 条)、⑤葬祭場等の管理運営にあたり、関係法令等を遵守し、所定の維持管理計画書等に記載された計画に適合するよう適正な維持管理を行ない、公衆衛生と地域の生活環境に配慮するともに、近隣住民との良好な関係を構築するよう努めること(第 11 条)、等が規定されている。

ウ　市及び近隣住民の責務

以上のような事業主の責務のみならず、本要綱では、市の責務として、葬祭場等の設置に関する総合的な調整に努めるとともに、本要綱の目的が達成されるよう、必要な措置を講じること(第 3 条)、近隣住民の責務として、本要綱の目的が達成されるよう、手続の実施に協力しなければならないこと(第 5 条)を定めている。

エ　実効性の確保

市長は、必要あると認めるときは、事業者に対し、葬祭場等の管理の状況等について報告を求めることができるとされる(第 17 条)。また、市長は、第 6 条及び第 8 条に規定する手続を行わずに、葬祭場等の設置又は管理運営を行った事業者等に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができるとして(第 18 条)、事業者が本要項に定める責務を果たすよう、その実効性の確保を図っている。

(2)要綱の条項の抜粋

(目的)

第 1 条　この要綱は、葬祭場等の設置の計画及び管理運営に関して必要な事項を定めるとともに、事業者及び市民の相互の理解と協力を促進するために手続きを定め、

もって良好な住環境の保全及び事業者と市民との良好な近隣関係の構築に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 葬祭場　業として葬儀（骨葬を含む。以下同じ。）を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。

(2) 遺体保管所　葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管する施設をいう。

(3) エンバーミング施設　葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設をいう。

(4) 葬祭場等　葬祭場、遺体保管所、エンバーミング施設その他これらに類する施設をいう。ただし、神社、寺院、教会その他これらに類する施設に併設されたものを除く。

(5) 葬祭場等の設置　新築、改築、増築又は建築物の使用方法の変更等により葬祭場等を設置することをいう。

(6) 事業者　葬祭場等を設置又は管理運営しようとする者をいう。

(7) 近接住民　土地を所有する者又は建築物の全部もしくは一部を所有し若しくは占有する者（以下「土地所有者等」という。）で、その土地又は建築物の敷地の全部又は一部が葬祭場等を設置しようとする建築物の敷地の境界線から水平距離で10メートル以内にあるものをいう。

(8) 近隣住民　土地所有者等で、その土地又は建築物の敷地の全部又は一部が葬祭場等を設置しようとする建築物の敷地の境界線からの水平距離で100メートル以内にあるものをいう。

（市の責務）

第３条　市は、葬祭場等の設置に関する総合的な調整に努めるとともに、本要綱の目的が達成されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、本要綱の目的が達成されるよう、葬祭場等の設置の計画及び管理運営に関して必要な措置を講じるとともに、この要綱に定める手続を適切かつ円滑に行わなければならない。

（近隣住民の責務）

第５条　近隣住民は、本要綱の目的が達成されるよう、手続の実施に協力しなければならない。

（事前協議）

第６条　事業者は、葬祭場等の設置をしようとするときは、あらかじめ葬祭場等の設置に関する事業計画について、協議担当課との協議を行わなければならない。

（標識の設置等）

第７条　事業者は、前条第２項の規定により葬祭場等設置事業計画書を市長に提出したときは、速やかに、葬祭場等の設置を予定する区域の外部から見やすい場所に、

標識を設置するものとする。

（説明会の開催等）

第8条　事業者は、前条第2項に規定する標識設置届を提出したときは、事業の概要について、近接住民に通知した後に、近隣住民に対し、葬祭場等の設置に関する事業計画について説明会を開催し、当該事業計画に対する理解を十分に得るよう努めるものとする。

ー中略ー

3　近隣住民は、第1項の規定による説明会終了後14日以内に事業者に書面により意見を申し出ることができる。

4　事業者は。前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした近隣住民に対し、書面により回答するものとする。なお、書面によることが困難である場合には、説明会等に替えることができる。

5　近隣住民は、前項の規定による回答に不服があるときは、回答を受けた翌日から起算して14日以内に、事業者に書面により協議を申し出ることができる。

（既存建築物の特例）

第9条　この要綱の施行の際現に存する葬祭場等で、この要綱の施行の際における葬祭場等の用途に供する部分の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲で行う増築又は建築物の使用方法の変更等については、前条の規定を適用しないことができる。

（施設整備基準）

第10条　事業者は、葬祭場等を設置しようとするときは、次に掲げる基準に適合するよう努めるものとする。

(1)　葬祭場等の自動車駐車場のうち、少なくとも1台分については、遺体搬送用自動車又は霊柩車の駐車及びストレッチャー、ひつぎ等による遺体の搬出入作業に必要な面積を葬祭場等の敷地内に確保することとし、外部から見えにくい配慮を行うこと、また、自動車及び自転車駐車場は、原則として葬祭場等の敷地内に設置すること。

(2)　葬祭場等の敷地は、原則として幹線道路に接続する幅員6メートル以上の道路に接すること。

(3)　葬祭場等の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線沿いは、樹木による緑化を行うこと。ただし、当該外壁の構造、開口部の状況等により隣地に対する配慮がなされてる場合は、この限りでない。

(4)　葬祭場等の外観は、周辺の環境、景観等に配慮し、過大な広告等は控えること。

（管理運営上の遵守事項）

第11条　事業者は、葬祭場等の管理運営にあたり、関係法令等を遵守し、所定の維持管理計画書（第2号書式）等に記載された計画に適合するよう適正な維持管理を行ない、公衆衛生及び地域の生活環境に配慮するともに、近隣住民との良好な関係を構築するよう努めるものとする。

－中略－

（管理状況の報告）

第17条　市長は、必要あると認めるときは、事業者に対し、葬祭場等の管理の状況等について報告を求めることができる。

（勧告）

第18条　市長は、次の各号に該当する事業者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1)　第6条及び第8条に規定する手続を行わずに、葬祭場等の設置又は管理運営を行った事業者

－以下省略－